太宰府市ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要項

令和６年９月　作成

１　目的

ふるさと納税の推進による太宰府市（以下「市」という。）への寄附促進と地域経済、地域産業の活性化、令和の都としての新たな価値の創造等を目的に、寄附者に対して贈呈する商品又はサービス（以下「返礼品」という。）を提供する企業、団体又は個人事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

２　事業イメージ図

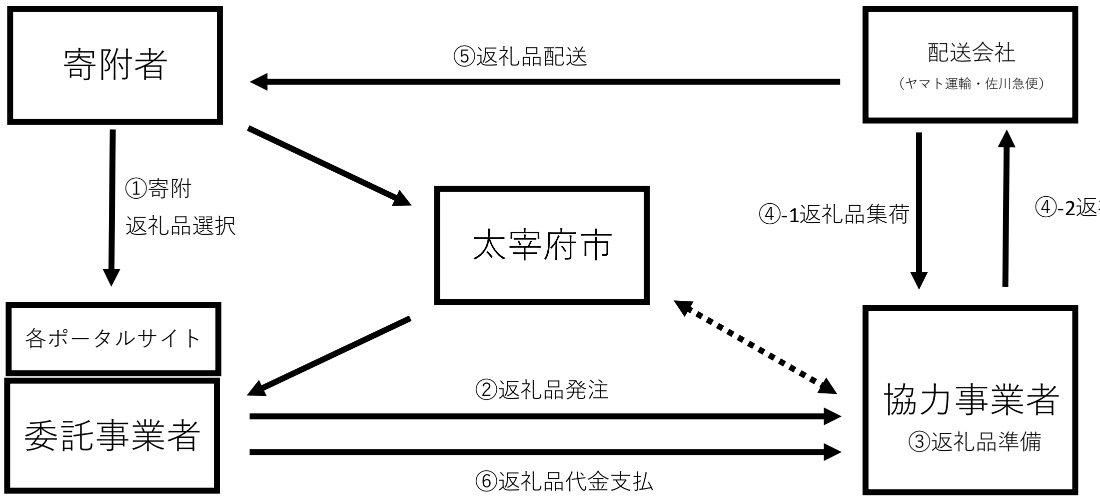

３　協力事業者の要件

次の要件をすべて満たしている協力事業者とします。ただし、市が協力事業者として適当でないと判断した場合は、この限りではありません。

（１）各種法令及び条例等を遵守し生産、製造、販売等を行っていること。
（２）太宰府市税等の滞納がないこと。
（３）総務省が定めるふるさと納税の地場産品基準（平成 31 年総務省告示第 179 号）第５条に該当する返礼品を取り扱う事業者であること。
（４）代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）に規定する暴力団の構成員等でないこと。
（５）本要項の趣旨に賛同し、責任を持った対応を行うこと。
（６）自社ECサイトやホームページ、SNS等で市ふるさと納税のPRの協力を行うこと。

４　返礼品の要件

次の条件を満たしている返礼品とします。

（１）市の地域振興や魅力発信につながる要素を持った返礼品であること。
（２）総務省が定めるふるさと納税地場産品基準に適合する返礼品であること。

【総務省が定めるふるさと納税の地場産品基準】

①市内において生産されたものであること。
②市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること（市内において主要な部分が生産されたものであって、流通構造上、他の自治体で生産されたものと混在することが避けられない場合も含む）。
③市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
④市が認定したキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、

名称その他の特徴から市独自の返礼品等であることが明白なものであること。

⑤前各号に該当する返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、前各号に該当する返礼品等が主要な部分を占めるものであること。

⑥市内において提供されるサービスその他これに準ずるものであって、当該サービスの主要な部分が市に相当程度関連性のあるものであること。

⑦福岡県が県内共通の返礼品等として認めたもの（令和６年７月１日現在）

◆辛子明太子　◆博多和牛　◆もつ鍋　◆はかた一番どり　◆はかた地どり　◆水炊き
◆豚骨ラーメン　◆ラー麦　◆夢つくし（米）　◆元気つくし（米）　◆あまおう
◆とよみつひめ（いちじく）　◆秋王（柿）　◆早味みかん（みかん）　◆甘うぃ（キウイ）
◆八女茶　◆福岡有明のり

（３）品質及び数量の面において安定供給が見込めること。

（４）金銭類似性の高いもの（金券等）ではないこと。ただし、ふるさと納税の趣旨に照らし、市が適当と判断したものについては、この限りでない。

（５）資産性が高いもの（電気・電気機器、貴金属等）でないこと。

（６）飲食物の場合は、出荷後、一定期間の賞味期限が保証されること。

（７）市との関連性を著しく疑われるものでないこと。

（８）公序良俗に反しないものであること。

５　返礼品の価格/寄附金額の設定

（１）返礼品の価格には、梱包費、消費税及び地方消費税の額を含みます。

（２）配送料、ポータルサイト利用料等の協力事業者負担はありません。市が負担します。

（３）返礼品代金支払いの際の振込手数料は、事業者負担とします。※変更となる可能性あり。

（４）登録する返礼品の寄附金額の設定は、7,000円以上とします（上限設定なし）。※一部例外あり。

（５）寄附金額は、ふるさと納税のルールに基づき返礼品価格が寄附金額の30%以内となるよう市で設定します。

（６）寄附金額は、ふるさと納税のルールに基づき経費等を考慮し随時市で見直しを行います。

６　応募方法

（１）協力事業者として登録を希望する場合は、本要項末尾に記載の問い合わせ先にご連絡ください。登録は随時行っています。

（２）ご連絡いただいた後、登録に向けた面談、商談を行い、委託事業者を介して必要書類をご提出いただき、登録の決定をいたします。

７　その他留意事項

（１）協力事業者及び具体的な返礼品の選考及び決定は、市が行います。
面談、商談後、委託事業者から今後の手続き（必要書類の提出等）についてご案内しますので、各委託事業者の案内に従って、手続きをしてください。

（２）協力事業者等の登録と併せて、別途定める「太宰府市ふるさと納税返礼品等協力事業者登録に関する誓約書兼同意書」に署名のうえ、市に提出していただきます。

（３）返礼品については、寄附者から返礼品として選択された場合に提供していただくものです。
選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

（４）登録された返礼品を変更又は辞退する場合は、事前に委託事業者にご連絡ください。

（５）上記内容については、ふるさと納税の制度改正や総務省からの通知等により予告なく変更となる場合があります。

【問い合わせ先】
太宰府市　総務部　経営企画課　企画政策係
TEL：092-921-2121（内：512）E-mail：keiei-kikaku@city.dazaifu.lg.jp